

公立大学法人秋田公立美術大学

第 2 期中期目標期間  
(令和元年度～令和 6 年度)  
業務実績評価書

令和 7 年 8 月  
秋田市公立大学法人評価委員会



## 評価基準について

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### (1) 項目別評価

#### ア 法人による自己評価

(ア) 法人は、「公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標期間業務実績調書」（以下、「中期目標期間業務実績調書」という。）の項目別実施状況に基づき、中期目標に掲げた次の中項目以下の各項目について自己評価を行う。

##### a 中項目

- (a) 教育に関する目標
- (b) 学生への支援に関する目標
- (c) 研究に関する目標
- (d) 社会連携に関する目標
- (e) 国際交流に関する目標
- (f) 運営体制の改善に関する目標
- (g) 人事の適正化に関する目標
- (h) 事務等の効率化に関する目標
- (i) 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標
- (j) 経費の効率化に関する目標
- (k) 資産の運用管理に関する目標
- (l) 評価の充実にに関する目標
- (m) 情報公開等の推進に関する目標
- (n) 施設設備の整備に関する目標
- (o) 大学支援組織等との連携に関する目標
- (p) 安全管理に関する目標
- (q) 人権擁護・法令遵守に関する目標

(イ) 自己評価は、「イ 評価委員会による評価」の「(ウ)」の評価基準に準じた5段階の区分により、その判断理由を付して、達成状況を評価する。

## イ 評価委員会による評価

(ア) 評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示す。

(イ) 「(ア)」を踏まえ、中期目標の中項目以下の各項目の達成状況について、各事業年度実績および法人による自己評価等を総合的に確認し、「中期目標期間業務実績調書」の「項目別評価」において定量的な観点と定性的な要因により総合的に確認し、中期目標の中項目以下の各項目ごとに、達成状況を評価する。

(ウ) 評価基準は次の５段階とする。

S：特に優れた実績を上げている。

(評価委員会が特に認める場合)

A：中期目標を達成している。

(達成度が100%以上と認められるもの又は評価委員会が達成度が100%相当と認める場合)

B：中期目標を概ね達成している。

(達成度が80%以上100%未満と認められるもの)

C：中期目標を十分には達成できていない。

(達成度が80%未満と認められるもの)

D：業務の大幅な改善が必要である。

(評価委員会が特に認める場合)

a 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。

b 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

(エ) 法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項を付す。

## (2) 全体評価

ア 全体評価は、「中期目標期間業務実績調書」の「全体評価」において実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

イ 「ア」と併せて、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。

ウ 評価は設立時および中期目標設定時の理念の実現を評価の基軸としつつ、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施する。



第2 期中期目標の期間における業務実績評価の概要

|    | 評価項目                                   | 秋田市公立大学法人評価委員会による評価結果 |     |     |     |     | 自己評価 | 評価委員会<br>の評価 |
|----|----------------------------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|------|--------------|
|    |                                        | R 1                   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |      |              |
|    | I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置              | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 1  | 1 教育に関する目標を達成するための措置                   | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 2  | (1-1) 教育内容の充実（学士課程）                    | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 3  | (1-2) 教育内容の充実（大学院課程）                   | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 4  | (2) グローバル人材の育成                         | A                     | B   | A   | A   | B   | A    | A            |
| 5  | (3) 教育の質の向上                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 6  | (4) 学生確保の強化                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 7  | 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置               | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 8  | (1) 学習支援の充実                            | B                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 9  | (2) 生活支援の充実                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 10 | (3) 進路支援の充実                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 11 | (4) 総合的な支援体制の整備                        | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
|    | II 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置             | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 12 | 1 研究に関する目標を達成するための措置                   | A                     | A   | A   | A   | A   | B    | B            |
| 13 | (1) 研究水準の向上                            | B                     | B   | A   | A   | A   | B    | B            |
| 14 | (2) 研究支援体制の充実                          | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
|    | III 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置            | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 15 | 1 社会連携に関する目標を達成するための措置                 | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 16 | (1) 地域社会への貢献                           | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 17 | (2) 産学官連携の推進                           | A                     | A   | S   | S   | A   | S    | S            |
| 18 | (3) 他大学等との連携                           | A                     | B   | A   | A   | A   | A    | A            |
|    | IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置             | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 19 | 1 国際交流に関する目標を達成するための措置                 | B                     | C   | A   | A   | B   | B    | B            |
| 20 | (1) 海外との交流機会の拡充                        | B                     | C   | A   | A   | B   | B    | B            |
|    | V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置        | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 21 | 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置              | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 22 | (1) 機動的・効率的な業務運営                       | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 23 | (2) 教職員の協働                             | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 24 | (3) 監査制度の充実                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 25 | 2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置               | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 26 | (1) 人事制度の運用と人材育成                       | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 27 | 3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置              | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 28 | (1) 事務処理の効率化                           | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
|    | VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置             | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 29 | 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置     | A                     | B   | B   | A   | A   | A    | A            |
| 30 | (1) 外部資金等自己収入の確保                       | A                     | B   | B   | A   | A   | A    | A            |
| 31 | 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置               | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 32 | (1) 安定的な財政運営                           | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 33 | 3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置              | A                     | A   | B   | B   | A   | A    | A            |
| 34 | (1) 施設および知的財産の有効活用                     | A                     | A   | B   | B   | A   | A    | A            |
|    | VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置 | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 35 | 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置                | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 36 | (1) 評価の充実                              | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 37 | 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置             | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 38 | (1) 情報公開等の充実                           | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
|    | VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置         | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —            |
| 39 | 1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置              | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 40 | (1) 施設設備の整備                            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 41 | 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置          | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 42 | (1) 同窓会・後援会との連携強化                      | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 43 | (2) 地元企業等との連携                          | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 44 | 3 安全管理に関する目標を達成するための措置                 | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 45 | (1) 安全管理体制の確立                          | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 46 | (2) 危機管理体制の充実                          | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 47 | (3) 情報セキュリティの強化                        | B                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 48 | 4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置            | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |
| 49 | (1) 人権の尊重                              | A                     | A   | B   | A   | A   | A    | A            |
| 50 | (2) 法令遵守                               | A                     | A   | A   | A   | A   | A    | A            |

|    | 評価項目                                        | 秋田市公立大学法人評価委員会による評価結果 |     |     |     |     | 自己評価 | 評価委員会の評価 |
|----|---------------------------------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|------|----------|
|    |                                             | R 1                   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |      |          |
|    | IX 予算、収支計画および資金計画                           | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —        |
| 51 | 1 予算                                        | —                     | —   | —   | —   | —   | A    | A        |
| 52 | 2 収支計画                                      | —                     | —   | —   | —   | —   | A    | A        |
| 53 | 3 資金計画                                      | —                     | —   | —   | —   | —   | A    | A        |
| 54 | X 短期借入金の限度額                                 | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —        |
| 55 | XI 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画                     | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —        |
| 56 | XII 重要な財産の譲渡等に関する計画                         | —                     | —   | —   | —   | —   | —    | —        |
| 57 | XIII 剰余金の使途                                 | —                     | —   | —   | —   | —   | A    | A        |
| 58 | XIV 法第40条第4項に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 | —                     | —   | —   | —   | —   | A    | A        |

# 全体評価

## ○業務の達成状況について

公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期計画に定めた項目について着実に実施しており、第2期中期計画を達成していると評価する。

第2期中期目標期間は、令和元年度に、より高度な芸術表現を通じて地域に貢献する人材の育成と教育・研究機能の充実を目的として、大学院複合芸術研究科博士課程が設置され、秋田市のまちづくりや地域の課題解決のシンクタンクとしての機能の確立を目指したが、令和2年度からの数年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまでに経験したことのない対応が求められた期間でもあった。

そのような中、ICTを活用したオンラインによる遠隔講義を導入しただけでなく、美術系大学として重要な実習系・演習系の講義については、徹底した感染予防対策を講じた上で、対面授業をいち早く再開するなど、教職員が連携し、教育の質の向上に取り組んだ。

また、国際交流関係では、グローバル人材の育成のため、交流協定締結校とオンラインによる交流を実施したほか、新規の交流提携校を3校拡充し、海外との交流機会の創出につながる取組を行った。加えて、令和3年度に開学10周年記念事業として、学生の支援・育成のため「フューチャー・アーティスト基金」（以下、「FA基金」という。）を設置し、広く寄附を募り、その後も留学費の支援や成績優秀者への奨学金支給など学生の経済的支援の充実を図った。

その一方で、積極的に地域連携に取り組むとともに、産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元することで、まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学を体現してきた。

## ○財務状況について

第2期中期計画を達成していると評価する。

- ・FA基金を創設し、目標額を大きく超える寄附金を集め、当該寄附金を原資として学生へのきめ細やかな支援を行ったことは高く評価できる。

- ・他の国公立大学との共同研究に当たっては、引き続き、大学が社会の理解を得ながら、研究資金を確保することを期待する。
- ・外部資金の科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の採択数は数値目標に届かなかったものの、全学をあげて補助金の申請を支援する体制を整えており、今後も科研費等外部研究資金の獲得に努めることを期待する。

#### ○法人のマネジメントについて

第2期中期計画を達成していると評価する。

- ・引き続き、法人運営の継続的な改善に努めるとともに、多様化する学生ニーズや社会課題に的確に対応できる大学運営を期待する。

#### ○組織および業務運営に係る改善を要する事項等について

第2期中期計画を達成していると評価する。

- ・大学の建物は築30年以上経過しており、今後、計画的かつ効果的に施設設備の維持管理を行っていくことが求められる。
- ・人口減少社会において、持続可能な大学運営を行うため、広報を効果的に行い、教育研究活動成果を積極的に発信し、大学の認知度やブランド力の向上を図ることを期待する。

# 項目別評価

## 第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・博士課程において、他大学の芸術学部の教員として活躍する人材や、アジア圏で文化の拡散に向け、大学での研究を生かし活躍する人材を輩出した。また、学部においても、大学院と連携し、学生の複合芸術についての理解を深めた。（項目別実施状況 2 P）
- ・グローバル人材の育成のため、令和5年度から講義とは別にネイティブスピーカーの講師2名による実践的な英語講座を実施したほか、国際教養大学の留学生とのガラス制作、蒔絵体験等を通じて、交流機会の創出や異文化理解の促進を図った。（項目別実施状況 3 P）
- ・令和6年度入試からインターネット出願および入学検定料収納代行システムを導入し、入学志願者の利便性を高めるとともに、入学試験業務の効率化を図ったほか、入学実績の多い県外の高校を対象としたオンライン説明会の実施や大学公式SNS（LINE）を導入し、より効率的かつ効果的な入試広報活動を実施した。（項目別実施状況 4 P）

### 2 学生への支援に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・学生の学習意欲を高める機会の充実として、学外企画展等への出展機会を創出したほか、後援会と連携した各種展示会の間接経費への助成や、基礎的な展示技術の習得を図るインストールワークショップの実施により、学生の作品展示実績は年を追うごとに増加している。（項目別実施状況 6 P）

- ・ 学生一人ひとりの進路希望に応じたきめ細かな進路指導を行うとともに、就職先の確保や新たな進路・就職先の開拓に取り組んだ結果、数値目標である100%は下回るものの、進路決定率が令和元年度の91.3%から令和6年度には96.7%まで上昇しており、高い水準で推移している。（項目別実施状況 8 P）

### 第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### 1 研究に関する目標

|    |                   |
|----|-------------------|
| 評価 | B（中期目標を概ね達成している。） |
|----|-------------------|

##### ○特筆すべき点

- ・ 科研費の獲得に向け、外部専門機関等の職員を招聘し、教員が研究計画調書の作成方法等ノウハウを習得できるよう支援した結果、採択数については、数値目標18件以上に対し、12件であったものの、申請数は数値目標60件以上に対し、113件と大きく上回った。（項目別実施状況 10 P）
- ・ 以上のことから、全体として、目標を概ね達成しているものと認められる。

### 第4 社会連携の充実にに関する目標を達成するための措置

#### 1 社会連携に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

##### ○特筆すべき点

- ・ 基本理念の一つである「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」の実現のため、NPO法人アーツセンターあきたと連携し、大学の専門性を活かした積極的な地域貢献活動に取り組み、市のまちづくりへの貢献や地域の課題解決のシンクタンクとしての機能を担った。（項目別実施状況 11 P）
- ・ 秋田県や県内自治体、県内企業と連携した受託研究・共同研究等が数値目標60件以上に対し、91件と目標を上回った。また、令和4年度から国立研究開発法人科学技術振興機構の研究成果展開事業共創の場形成支援プログラムにおける育成型の採択を受けた、

秋田県立大学および国際教養大学をはじめ産学官の協働によるプロジェクトが、令和6年度に「森の価値変換を通じた、自律した豊かさの実現拠点」として本格型に採択され、最長10年間取り組むこととなった。（項目別実施状況 12P）

## 第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置

### 1 国際交流に関する目標

|    |                   |
|----|-------------------|
| 評価 | B（中期目標を概ね達成している。） |
|----|-------------------|

#### ○特筆すべき点

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航の制限等がある中でも、リンショピン大学とオンラインによる交流を実施したほか、令和4年度にUNTAGスラバヤ（インドネシア）と、令和6年度に東亜大学校（韓国）との国際交流協定を締結し、海外との交流実績を積み上げた。（項目別実施状況 13P）
- ・海外留学・海外研修参加者数は、数値目標120人以上に対し、65人と目標には届かなかったが、F A基金を活用した中長期の海外留学等に対する助成を行うなど、学生の支援を行った。（項目別実施状況 14P）
- ・令和5年度から講義とは別にネイティブスピーカーの講師2名による実践的な英語講座を実施した。【再掲】（項目別実施状況 14P）
- ・以上のことから、全体として、目標を概ね達成しているものと認められる。

## 第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営体制の改善に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・令和2年度に「将来構想検討WGの提案（最終報告）」を取りまとめ、その具現化に向け、基礎教育プログラムの検討、学部から大学院までの連続した学びの実践機会となる「複合芸術基礎演習」の開講のほか、開学10周年記念事業実行委員会を組織し、記念式

典、講演、記念展、学生公募展の開催等に取り組んだ。（項目別実施状況 15 P）

## 2 人事の適正化に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・法人事務職員採用計画の着実な推進により、事務職員の法人採用職員率は数値目標の50%以上を上回る59.4%であった。（項目別実施状況 16 P）

## 3 事務等の効率化に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・日常業務の効率性や継続性を確保するため、マニュアルの整備および継続的な更新を行い、業務の共有化と見える化を進めたほか、外部委託業務については、費用対効果向上や経費節減を図るため、仕様や積算内訳の点検・精査を行った。（項目別実施状況 18 P）

# 第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

## 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・科研費の獲得に向け、外部専門機関等の職員を招聘し、教員が研究計画調書等の作成方法等ノウハウを習得できるよう支援した結果、採択数については、数値目標18件以上に対し、12件であったものの、申請数は数値目標60件以上に対し、113件と大きく上回った。【再掲】（項目別実施状況 18 P）
- ・F A 基金は、目標額（5,000千円）を大きく上回る48,564千円を集め、学生支援のための事業に活用した。（項目別実施状況 19 P）
- ・大学が作り出す作品やデザインのブランド化を進め、大学の認知度を向上させることで収入の確保につながることを期待する。

## 2 経費の効率化に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・ 予算編成の際、事業のスクラップアンドビルドを行い、中長期的な視点で計画的かつ安定的な財政運営に努めた。（項目別実施状況 19 P）

## 3 資産の運用管理に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・ コロナ禍を除き、地域貢献活動等を行う学外の団体に対して、体育館の有償貸付等を行った。（項目別実施状況 20 P）
- ・ 教職員および学生を対象とする知的財産の保護などの研修会を開催し、アートやデザイン分野における知的財産に関する全学的な知識の習得に努めた。（項目別実施状況 20 P）

## 第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・ 年度計画および中期計画に係る業務実績について、評価委員会設定の評価基本方針等に基づき、自己評価を行った。また、一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる大学機関別認証評価を受審し、内部質保証機能の向上に取り組んだ。（項目別実施状況 20 P）

### 2 情報公開等の推進に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

### ○特筆すべき点

- ・ 大学の特徴的な取組や強みを広く発信するため、これまでの取組

をアーカイブした特設ウェブサイトの制作したほか、積極的にウェブサイトやSNS、秋田市広報紙、地元紙を活用し、大学の認知度の向上に努めた。また、令和6年度には、今後の広報活動に係る方向性を検討し、第2次広報戦略基本方針を策定した。（項目別実施状況 21P）

## 第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

### 1 施設設備の整備に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・個別施設計画等に基づき、施設設備の適切な維持管理および改修を実施し、教育研究環境の維持・向上を図った。（項目別実施状況 21P）

### 2 大学支援組織等との連携に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・あきびネットや後援会、同窓会と連携を図り、FA基金への寄附を募ったほか、あきびネット等との交流を深める機会を設けることで連携強化に取り組んだ。（項目別実施状況 22P）

### 3 安全管理に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・個人情報保護など、情報セキュリティ体制を強化するため、次期基幹システムの具体的な仕様設計等を検討し、システムの切替に向けた取組を行った。（項目別実施状況 23P）

### 4 人権擁護・法令遵守に関する目標

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### ○特筆すべき点

- ・研究不正防止に関するコンプライアンス研修を実施し、教職員および学生の遵法意識の醸成に努めた。（項目別実施状況 24P）

#### 第10 予算、収支計画および資金計画

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### 第11 短期借入金の限度額

|    |   |
|----|---|
| 評価 | － |
|----|---|

該当なし。

#### 第12 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

|    |   |
|----|---|
| 評価 | － |
|----|---|

該当なし。

#### 第13 重要な財産の譲渡等に関する計画

|    |   |
|----|---|
| 評価 | － |
|----|---|

該当なし。

#### 第14 剰余金の使途

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

#### 第15 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

|    |                 |
|----|-----------------|
| 評価 | A（中期目標を達成している。） |
|----|-----------------|

※ 第10～第15は、法定で中期計画に定めるべき事項として掲げられた事項であり、第2～第9に準じて、法人の自己評価の妥当性を検証し、評価したものである。